

令和3年度 滋賀労働局雇用環境・均等室の助成金

- 令和3年度に雇用環境・均等室で担当している主な助成金は、次のとおりです（令和3年5月1日現在）。
- それぞれの助成金について、申請可能期間や、記載している以外にも詳細な要件がありますので、申請を予定されている場合は、事前に雇用環境・均等室までお問い合わせください（TEL:077-523-1190）。

仕事と育児の両立

■ 出生時両立支援コース（両立支援等助成金）【生産性要件適用】

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主及び育児目的休暇を導入し子の出生前6週間または出生後8週間以内に男性労働者に利用させた事業主に対して助成。（育児休業は中小企業5日以上うち所定労働日4日以上、中小企業以外14日以上うち所定労働日9日以上）

個別支援加算：個別面談など育児休業の取得を後押しする取組を実施した場合（育児休業の申出日までに全て行うこと）

① 男性の育児休業 ※1企業あたり1年度10人まで支給

【支給額】 中小企業事業主（★）	1人目 57万円	2人目以降10人目まで	14.25万円～33.25万円
個別支援加算	10万円	個別支援加算	5万円
中小企業以外の事業主	1人目 28.5万円	2人目以降10人目まで	14.25万円～33.25万円
個別支援加算	5万円	個別支援加算	2.5万円

② 育児目的休暇 【支給額】 中小企業事業主（★） 28.5万円 中小企業以外 14.25万円 ※1企業1回まで支給

■ 育児休業等支援コース（両立支援等助成金）【生産性要件適用】

● 「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに基づき、労働者の円滑な育児休業取得、職場復帰に取り組んだ中小企業事業主（★）に対して助成。

① 育休取得時 28.5万円 ② 職場復帰時 28.5万円 ※業務代替労働者への職場支援等の取組をした場合 19万円加算
※1企業あたり無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給

● 育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主（★）に対して助成。

③ 代替要員確保時 47.5万円 ※育児取得者が有期雇用労働者の場合 9.5万円加算
※1企業あたり1年度10人まで5年間支給

● 育児休業から復帰後の労働者を支援するため、子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主（★）に対して助成。

④ 職場復帰後支援
【ア：子の看護休暇制度】・制度導入時 28.5万円 ・制度利用時取得した休暇時間に1000円を乗じた額
【イ：保育サービス費用補助制度】・制度導入時 28.5万円 ・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額

※制度導入時の助成は【ア】【イ】いずれかについて、1企業あたり1回まで支給
※制度利用時の助成は1企業1年度あたり【ア】は200時間、【イ】は20万円まで支給

● 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度（有給）を規定化及び両立支援制度を導入・周知し、特別休暇の利用者が出た場合に助成。 **New!**

1人あたり5万円 ※1企業10人まで（上限50万円）

仕事と介護の両立

■ 介護離職防止支援コース（両立支援等助成金）【生産性要件適用】

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主（★）または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主（★）に助成。

① 介護休業取得時 28.5万円 職場復帰時 28.5万円

② 介護両立支援制度(*)利用時 28.5万円

(*)所定外労働の制限、時差出勤、深夜業制限、短時間勤務、介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助

※①②とも1企業あたり1年度5人まで支給

③ 新型コロナウイルス感染症対応特例 5日以上10日未満20万円、10日以上35万円

仕事と不妊治療の両立 **New!**

■ 不妊治療両立支援コース（両立支援等助成金）【生産性要件適用】

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得または利用させた中小企業事業主（★）に助成。

※休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合加算

① 環境整備・休暇の取得等 28.5万円 ② 長期休暇の加算 28.5万円（1年度5人まで）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度

医師等から指示を受けた妊婦が取得できる有給休暇（年次有給休暇の賃金相当額6割以上）制度を整備し、労働者に周知した場合で休暇を合計して20日以上取得させた事業主に助成。（労働基準法上の年次有給休暇は対象外）

1 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金 1事業場1回限り15万円 **New!**

2 母性健康管理措置による休暇取得支援コース 1事業所1人あたり28.5万円 ※1事業所あたり5人まで

女性の活躍を推進

■女性活躍加速化コース（両立支援等助成金）【生産性要件適用】

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「取組目標」及び「数値目標」を盛り込んだ行動計画を策定して具体的に取り組み、その結果、目標を達成した中小企業事業主（※）に助成。

【支給額】47.5万円（生産性要件を満たした場合は60万円）（1企業1回限り）

（※女性活躍推進法における行動計画策定が努力義務である、常時雇用労働者数が300人以下の企業）

最低賃金引上げ

■業務改善助成金【生産性要件適用】

※申請期限：令和4年1月31日

業務改善（労働能率の増進・生産性の向上に資する設備・器具の導入等）等に係る計画を作成・実施し、事業所内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業主に、改善の取組に要した費用の一定率を助成。

代表的なコース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】4/5 生産性要件を満たした場合 9/10 【事業場内最低賃金900円以上】3/4 生産性要件を満たした場合 4/5
		2~3人	50万		
		4~6人	70万		
		7人以上	100万		
		10人以上	120万		
New! 45円コース	45円以上	1人	45万		
		2~3人	70万		
		4~6人	100万		
		7人以上	150万		
		10人以上	180万		

※上記コースの他、20円・60円・90円コースがあります。

※10人以上の上区分は、賃金要件あるいは生産量要件を満たす事業場が対象です。

※生産量要件に該当し、引上げ額が300円以上の場合は、PC、スマホや貨物自動車なども助成対象になる場合があります。New!

働き方改革の推進を支援

■働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものです。労働時間等をより良いものにしていくことを目的として、全4コースの助成金があります。

○労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を高め労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して費用の3/4（※上限額あり）を助成するものです。

○勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対して費用の3/4（※上限額あり）を助成するものです。

○労働時間適正管理推進コース New!

労務・労働時間の適正管理を推進し、生産性の向上を図り、労働時間等をより良いものにする成果を上げた中小企業事業主に対して費用の3/4（※上限額あり）を助成するものです。

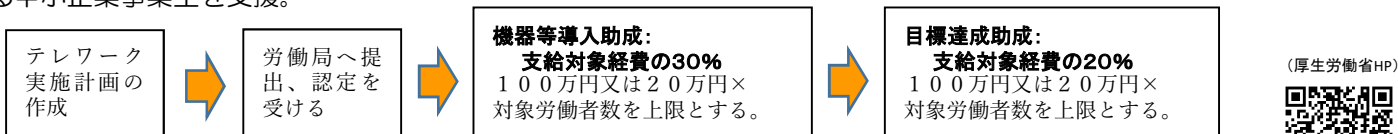
○団体推進コース

中小企業の事業主団体又はその連合団体が、その傘下の事業主の労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合、その費用（※上限額あり）を助成するものです。

良質なテレワークの新規導入・実施 New!

■人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を支援。



※テレワークの導入にあたっては、改正された“テレワークガイドライン”もご確認ください⇒

(厚生労働省HP)



【生産性要件適用】の表示がある助成金は、一定の要件を満たし「生産性要件が向上した」ことが認められた場合、助成額又は助成率が割増しされます。★詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。

★「中小企業事業主」とは…

「業種」に応じて(A)「資本金の額又は出資の総額」または(B)常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主です。(B)の「常時雇用する労働者」とは、2ヶ月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者をいいます。

新型コロナウイルス感染症関連助成金（雇用環境・均等室 関係）

妊産婦が、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導により休業することになった場合

妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）制度を整備し、労働者に周知した場合で休暇を合計して5日以上取得させた事業主

母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させた1事業場1回限り：15万円
〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190
詳細：[厚生労働省HP](#)をご覧ください。

女性労働者が取得できる有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）制度を整備し、労働者に周知した場合で休暇を合計して20日以上取得させた事業主

両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主対象労働者1人当たり28.5万円
※1事業所当たり5人まで
〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190
詳細：[厚生労働省HP](#)をご覧ください。

労働者が家族介護を行う場合

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース） 「新型コロナウイルス感染症特例」

休暇5日以上10日未満 20万円
合計10日以上 35万円
〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190

詳細：[厚生労働省HP](#)をご覧ください。

労働者が小学校等の臨時休業等により子どもの世話をを行う場合

有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）及び両立支援制度を整備し、有給休暇を取得させた事業主（企業規模問わず）

両立支援等助成金（育児休業等支援コース） 「新型コロナウイルス感染症特例」

対象労働者1人当たり5万円
（1事業主当たり10人まで支給）（上限50万円）
〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190

詳細：[厚生労働省HP](#)をご覧ください。

注）新型コロナウイルス感染症関連で制度変更の場合があります。